

第6回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成13年7月4日(水)午前9時30分～午前11時40分

場 所 生駒市役所 403・404会議室

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、奥田善春、窪田博、津村貴一、前場トモ子、松川春彦、丸山善弘、森董、森田美智子

実施機関職員

諮問個第3号関係

市民課長・杉田一男、同課課長補佐・上田俊毅、情報システム課長・奥田博、同課課長補佐・堀内秀格

諮問個第4号関係

介護保険課課長補佐・奥谷長嗣、同課介護支援係長・田中祥介

事務局 総務部長・窪田勝博、文書課長・崎司芳正、情報公開室長・川崎寿彦、同室情報公開係長・石畑欽一、同室情報公開係主査・真銅美雪

配付資料

- 1 レジюме
- 2 諮問個第3号関係書類一式
- 3 諮問個第4号関係書類一式
- 4 平成13年度情報公開及び個人情報保護制度に係る開示請求等内容一覧

議 題

- 1 諮問個第3号 電子計算機の結合について
(本市住民基本台帳システムの電子計算機と住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの電子計算機の結合)
- 2 諮問個第4号 個人情報の外部提供について

(平成13年度介護サービス利用実態調査の実施に伴う個人情報の外部提供)

3 その他

審議内容

1 諮問個第3号 電子計算機の結合について

(本市住民基本台帳システムの電子計算機と住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの電子計算機の結合)

[結論]

適当なものと認める。

答申の文言等詳細については、会長と副会長に一任する。

[審議経緯]

(1) 事務局概要説明

事務局(文書課情報公開室)から、本諮問についての概要説明があった。

(2) 実施機関説明

所管課である市民経済部市民課の職員から、本件についての詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q. 住民票の用紙は、全国どこでも同じになるのか。

A. 市区町村によって異なる。

Q. その場合、正当性はどのように確保されるのか。

A. 朱の公印を用いたり、用紙にすかしや複写防止の処理を入れたり、市区町村コードを打ち抜くなどの方法によることになる。

Q. 全国レベルの問題であるなら、法律等によって何らか処理ができないのか。そのあたりはどうなっているか。

A. 全国レベルの住民基本台帳ネットワークシステムへの参加は法律で義

務づけられており、各市区町村に置かれる端末機器（ＣＳサーバ）まで
は設置が規定されている。しかし、その端末機器と、現在各市区町村で
運用されている住民基本台帳システムをどういった方法でつなぐのかは
各市区町村に任されており、本日はそのこのところについて御審議をいた
だくものである。

Ｑ．国民総背番号制といった論議についてはどうか。

Ａ．このネットワークシステムにより利用される情報は、その利用内容が
法律で限定されており、他の情報とデータマッチングすることは禁じら
れている。万が一の場合は罰則も規定されている。

Ｑ．結合することによるマイナス面としては、どういったことがあるか。

Ａ．コンピューターウイルスの侵入や不正なアクセスなどが考えられる。
この対策としては、ＣＳサーバ前後のファイヤーウォールの設置、ＩＣ
カードによる操作できる者の特定と操作記録の保存、やり取りする情報
の暗号化、不正利用に対する罰則などが施されている。

Ｑ．１００％安全というのは不可能であり、万が一の場合、生駒市民１１
万人の情報が喪失されてしまうという懸念がある。そこで、本市の住民
基本台帳の記録の方法はどうなっているか。

Ａ．磁気媒体によって記録している。バックアップも取っており、紙とし
ての保存よりも安全性の高いものとなっている。具体的には、本市の住
民基本台帳システムは常時二台態勢により運用しており、一台に問題が
発生してももう一台が動くことになる。そのデータをさらにもう一台の
機器にも入力している。さらに、それぞれの機器のデータを毎日磁気媒
体にバックアップを取って、そのうちの１つを出納室の金庫で保管して
いるなど三重四重の対策を講じている。

Ｑ．このネットワークシステムの中で保有されるのは住所、氏名、性別、

生年月日の4情報だけと伺ったが、その他の個人情報をやり取りすることはないのか。

A. 国、都道府県にはこの4情報のみが送られ、全国の市区町村で交付される住民票にはこの4情報が記載される。ネットワークシステムにおいてリアルタイムの更新処理が行われるのはこの4情報だけである。ただ、転出入に伴う処理に当たっては、当該市区町村間においてのみこれ以外の情報もやり取りされることになる。

利用の例としては、年金の受給者は毎年、現況届という手続きをしなければならないが、ネットワークシステムが稼働した場合は、国が法令に基づいてこの4情報によって確認をするため、受給者は手続きをする必要がなくなり、行政としても事務の効率化が図れることになる。

(4) 審議

次のような意見があった。

近年の情報化の流れからして、将来的なセキュリティにも十分な配慮をした上で、認めざるを得ないのではないのか。

住民基本台帳ネットワークシステムそのものの問題点としては種々意見はあるが、今回の諮問案件については、事務の正確性、効率性、即時性などからして承認してよいのではないのか。

接続の仕方についても、生駒市の人口レベルからして、本件諮問のあった方法（回線接続（メッセージ転送）方式の転出情報取込機能有り）でよいのではないのか。

(5) 答申について

答申の文言等詳細については、本日の審議内容を踏まえた上で、会長と副会長に一任することを了承した。

2 諮問個第4号 個人情報の外部提供について

(平成13年度介護サービス利用実態調査の実施に伴う個人情報の外部提供)

〔結論〕

適当なものと認める。ただし、本件調査業務を第三者に委託する場合は、当該委託先における個人情報の取り扱いが厳正に行われることを契約書等において徹底されることを要望する。

答申の文言等詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

(1) 事務局概要説明

事務局(文書課情報公開室)から、本諮問についての概要説明があった。

(2) 実施機関説明

所管課である福祉健康部介護保険課の職員から、本件についての詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q. この項目数で2,000件程度のアンケートを、業務委託する必要があるのか。

A. クロス集計をすること、その結果の解析作業が個々の自治体では困難なこと等から専門の業者に委託をすることになったと聞いている。

Q. 要介護度ごとの無作為抽出とはどういう方法によるのか。

A. 現在生駒市で約1,600名の方が要介護認定を受けられており、そのうちで施設サービス受給者を除いた方を「要支援」から「要介護5」までの6つにグループ分けし、それぞれのグループごとに機械的に連番をふった上で、一桁の数が1の方といった方法により抽出を行う。

Q. 一般の方のニーズの把握については、どうなっているのか。

A. 平成11年度に介護保険事業計画を策定するに当たり、平成10年度

において「65歳以上の元気な方」、「65歳以上で当時福祉サービスを利用されていた方」、「40歳から64歳までの方」を対象にそれぞれ調査を行った。それから3年しか経過しておらず、一般の方のニーズにあまり変化がないと考えられることから、今回は実際に介護サービスを受けている方についてのアンケートを行うことになった。

Q．参考までに、現在生駒市で施設サービスを受給しておられる人の、施設ごとの数が分かれば教えていただきたい。

A．特別養護老人ホームの方が188人、老人保健施設の方が85人、療養型病床群の方が23人の合計296人となっている。

Q．認定者の氏名や住所といった情報は、奈良県では持っていないのか。

A．持っていない。要介護認定をするのは各市町村であり、認定者に関する情報はそれぞれの市町村しか保有していない。県は、認定者数などの数値的な情報を各市町村から報告を受けているだけである。

Q．アンケートの内容を見ていると、介護保険を受給されている方の中には自身で記入できない方もおられるのではないかと思う。業務委託をするのであれば、そのあたりまできめ細かな対応ができるようにしてはどうか。

A．現実には受給者ご自身が記入できないケースも当然考えられるが、その場合は、状態をよく知っておられる家族の方が代わって記入されると考えている。また、そのような状況も含め、県としては回収率を7割程度として考えているとのことである。また、平成10年度に生駒市でしっかい悉皆調査ということで聞き取り調査を行ったが、相手方との時間的な調整や、病院に入院されているケース、また、家族で寝ておられる時間も高齢者によってはバラバラであるなど、かなり難しい面もあった。今回の調査は平成11年度に策定した介護保険事業計画の内容変更、改作作

業が主目的であることから、アンケートという簡易な方法で行うことになった。

Q．業務委託に当たっての個人情報の保護対策はどうなっているか。

A．今回提供をする奈良県においても、本市と同様に個人情報保護条例が制定、運用されており、県内部での個人情報の取扱いだけでなく事務を委託する場合も必要な措置を講じることになっている。本件に係る業務委託に当たっては、契約書において、特に特記事項として個人情報の取扱いについての項目を追加して対策を講じるとのことである。

Q．こういった実態調査は、今後周期的に行うことになるのか。

A．介護保険事業計画は3年ごとに見直して一計画は5年の計画を明記することになっており、その都度アンケート調査や実態調査などを行うことになる。今回は当初の計画の最初の見直しで前回調査から期間も近接していることからアンケートという方法になったが、次回はもう少し詳しい調査をする方が望ましいのではないかと考えている。

Q．奈良県市町村介護保険制度推進協議会で定期的に調査を行うと決まっている訳ではないのか。

A．決まっていない。前回行った最初の調査は、各市町村がその実態に即した計画を策定するため、各市町村独自で行ったが、今回は、その調査を踏まえて一年間の利用状況実態から利用意向の変化を奈良県下統一で調査を行い、市町村間の違いや特徴を把握する方がよいのではないかとということで実施することになった。

Q．実際の提供内容とその流れはどうなるか。

A．市で抽出した調査対象者の住所と氏名を、封筒に貼り付ける宛名シールとして出力作成し、それを奈良県に提供する。奈良県は、その宛名シールを奈良県が業務を委託する業者に渡す。当該受託業者は、アンケー

ト用紙や注意書きなどを入れた封筒にその宛名シールを貼り付けて投函する。したがって、シールは最終的には各調査対象者に行くことになり、奈良県や受託業者には残らない。また、提供するのは宛名シールのみで一覧表などは一切提供しない。

Q . 奈良県市町村介護保険制度推進協議会とはどういう組織なのか。また、この協議会で調査を行うことはできないのか。

A . 奈良県市町村介護保険制度推進協議会は、奈良県と県下の全市町村で構成する任意の協議機関であって、財源等は一切持っておらず、その事務局は、奈良県福祉部介護保険室で行われている。したがって、この協議会で調査事務等を行うことはできない。今回の調査も奈良県の予算で執行されるが、内容は県下全市町村に係わるものであることから、奈良県と同協議会との連名で行うことになった。

Q . 宛名シール作成に係る補助金等はあるのか。

A . 本市の介護保険事業に係るものであり、奈良県市町村介護保険制度推進協議会の一員として行うことから補助金等はない。

Q . 個人情報を提供したことの本人への通知はどうなっているか。

A . アンケート調査のお願いの文書において、「このアンケートの発送については、住んでいる市町村の協力を得て無作為抽出により行っている」という旨を明記しており、それによって通知できるものと考えている。

(4) 審議

次のような意見があった。

介護保険サービスを100%利用されている方は少ないと聴いている。そういったことを把握するためにも本件のような実態調査は必要だと考える。提供する個人情報の保護についても適正な方策が講じられており、認めてよいと考える。

業務を委託する必要性に疑問を感じる。ただ、県下統一で行われる調査に生駒市だけ参加しないということは、生駒市民の公益という面から、委託における安全対策を十分に講じていただくということで、認めざるを得ないのではないか。

介護保険制度が適正に運用されるためには、利用実態を把握することが必要で、その実態に応じたきめ細かなサービスを提供していくための資料となるということで、目的の公益性は高いと考えられる。

(5) 答申について

答申の文言等詳細については、本日の審議内容を踏まえた上で、会長と副会長に一任することを了承した。

3 その他

答申については、会長及び副会長に文言等詳細をつめていただいた上で各委員に送付する。

会議録については、「案」が出来次第送付させていただくので、お目通しいただきたい。

本年度の情報公開及び個人情報保護制度における開示請求等の状況について資料を配付した。